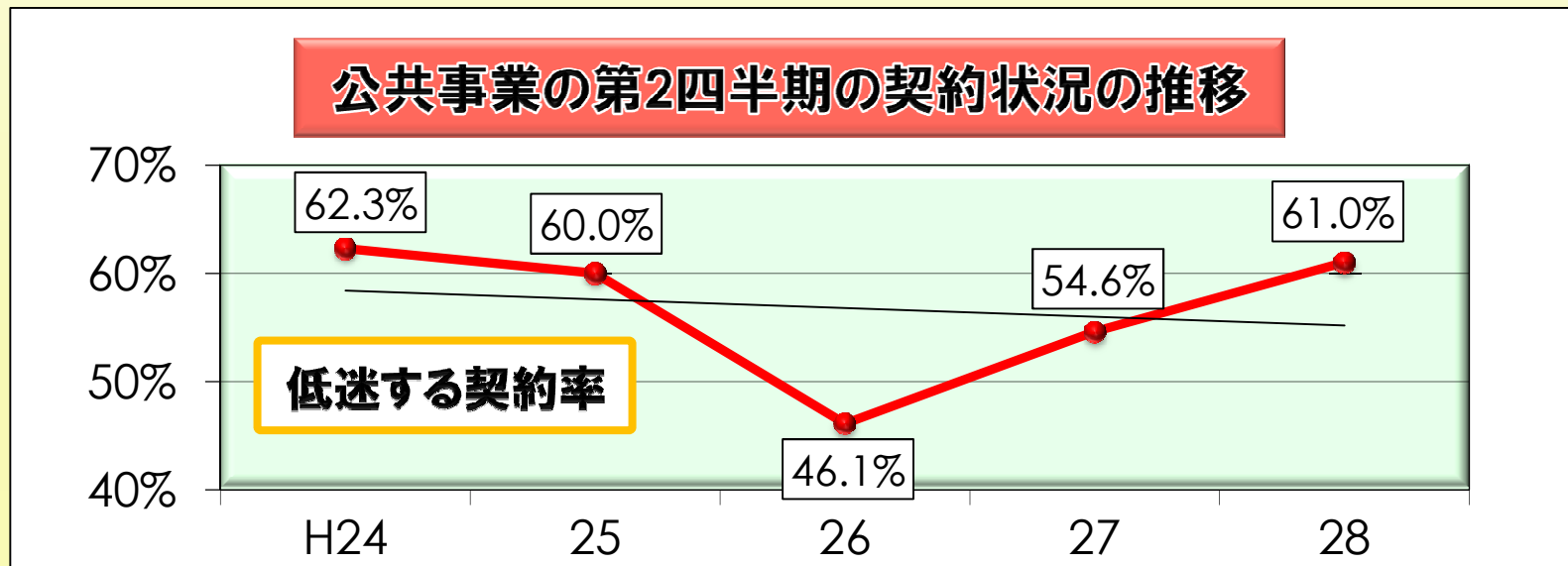


平成29年度 予算執行方針のポイント

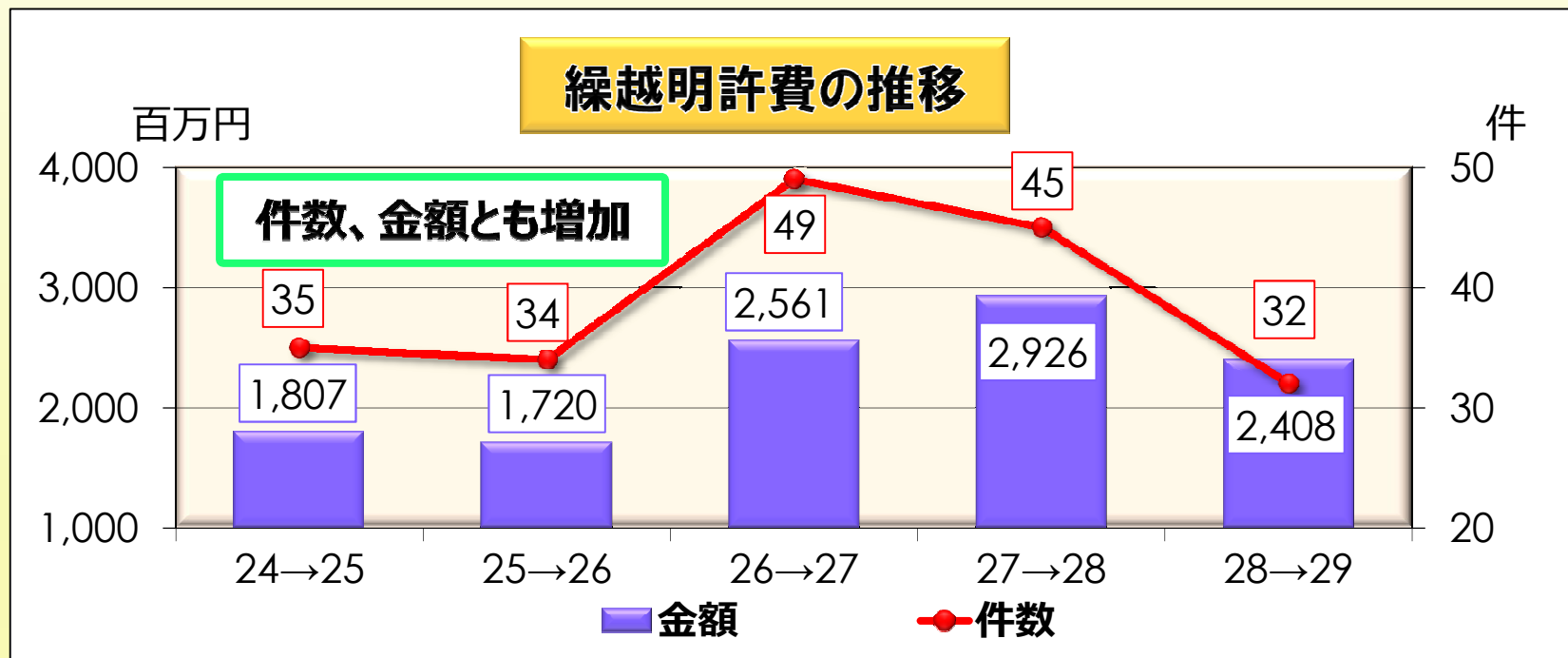
1 公共事業等の早期執行



事業の早期完成は、市民サービスの向上に寄与し、地域経済に与える影響も多大であることを認識し、公共事業等の早期執行に努める必要があります。

第2四半期の目標契約率 80%

2 予算の繰り越しについて（繰越明許費）



予算の繰り越しは、あくまでも例外措置であり、会計年度独立の原則を徹底し、早期かつ計画的な事業発注に努める必要があります。

原則、単独事業等について、予算の繰り越しは認めません

3 使用料・手数料の見直しについて

使用料・手数料の見直しについては、条例改正案を12月議会上程、30年4月施行に向け作業を進めることとしており、関係課所の協力をお願いします。

見直し対象使用料・手数料一覧

No.	部局名	使用料・手数料の名称	No.	部局名	使用料・手数料の名称
1	福祉部	総合福祉センター使用料	9	教育委員会 事務局	教職員住宅使用料（別子山）
2	市民部	女性総合センター使用料	10		広瀬歴史記念館使用料
3	環境部	火葬場使用料	11		文化振興会館使用料
4		一般廃棄物処理手数料	12		山根グラウンド使用料
5	経済部	商業振興センター使用料	13		市民プール使用料
6	教育委員会 事務局	市民文化センター施設使用料	14		山根総合体育館使用料
7		別子ハイツ自然学習館使用料	15		市民体育館使用料
8		学校施設開放使用料	16		多喜浜体育館使用料

4 予算執行上の財政課合議の見直しについて

	28年度	29年度
報償費	「講師謝金等の基準表」に当てはまらない場合の合議	
	必要	不要 (伺に予算見積書(写)を添付)
食糧費	合議必要	湯茶購入を除くもののみ合議必要
備品購入費	50万円を超えるものの合議	
	必要	不要 (伺に予算見積書(写)を添付)
補助金 交付金	支出負担行為書への合議	
	必要	不要
	金額の変更が伴わない変更伺への合議	
	必要	不要